



文京区地域防災計画(令和6年度修正)を策定しました

「文京区地域防災計画^(*)」は、前回の修正(平成30年度)から5年以上が経過し、この間、災害対策基本法の改正や東京都における被害想定の見直し、東京都地域防災計画の修正等が行われました。

区としても、令和6年能登半島地震等で明らかになった課題に対し、東京都地域防災計画に基づく施策等と連携した施策を推進し、今後も頻発・激甚化する災害に対応するため、文京区地域防災計画を修正しました。

この特集号では、「文京区地域防災計画(令和6年度修正)」の概要及び区の実施をお知らせします。

(*)地域防災計画

災害対策基本法第42条に基づき、防災基本計画や東京都地域防災計画等を基に、地域の特性を踏まえて、予防・応急・復旧対策等の災害対策を記載した総合的かつ基本的な防災計画のこと

文京区の被害想定

区分		都心南部直下地震	多摩東部直下地震
地震の規模		M7.3	
発生季節		冬	
風速		8m/s	
時刻		夕方	
震度別面積率	震度6弱	95.2%	94.5%
	震度6強	4.8%	5.5%
建物棟数		36,191棟	36,191棟
建物被害	建物全壊	468棟	512棟
	建物半壊	2,461棟	2,519棟
火災	出火件数	5件	6件
	焼失棟数(倒壊建物を含む。)	137棟	127棟
人的被害	死者	29人	31人
	負傷者(うち重傷者)	1,073人(164人)	1,176人(180人)
その他	避難者数	発生数	39,160人
		避難所避難者数	26,107人
		避難所外避難者数	13,053人
	帰宅困難者	139,195人	139,195人
	都内滞留者数	396,041人	396,041人
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	534台	528台






- 区内の約95%が震度6弱
- 建物被害(全壊・半壊)が約3,000棟
- 負傷者が1,000人以上
- 約40,000人の避難者が発生、うち避難所への避難者は、26,000人以上
- 帰宅困難者は、約140,000人
- 閉じ込めにつながり得るエレベーターは、500台以上

※2種類の被害想定のうち、被害が大きい項目に網掛けをしている

文京区での被害が最大となる「都心南部直下地震」及び「多摩南部直下地震」を前提条件に設定し、いずれのケースにも対応する計画としています。

☆文京区地域防災計画(令和6年度修正)は、区ホームページや行政情報センター(シビックセンター2階)、図書館等でご覧いただけます。
☆区報特集号は新聞(朝日、毎日、読売、産経、東京、日本経済)折込で区内世帯に配布しています。そのほか、区の施設などに置いてあります。

▶ 身の回りで起こり得る被害の様相

<p>インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 発災後当面の間は、ライフラインの途絶や公共交通機関の寸断など、身の回りの生活環境に大きな支障が発生 ● 被害が甚大な場合は、その復旧が長期化 	
<p>救出救助機関等による応急対策活動の再開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物倒壊などにより、至るところで道路が閉塞 ● 救出救助部隊や、被災者が必要とする物資の円滑な移動が困難を極め、消火・救助活動や被災地支援が遅滞し、長期化するおそれ ● 隣接県でも甚大な被害が発生し、都外からの応援が十分得られない 	
<p>住み慣れた自宅等での避難生活</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物に大きな被害がなくても、家具や家電製品等が、転倒・移動し、下敷きになったり、人に衝突する可能性 ● 排水管など建物内の設備の損傷等により、トイレやエレベーターが長期間に渡り使用できなくなる ● ただし、家具転倒防止や携帯トイレの備蓄など必要な備えを行えば、住み慣れた自宅にとどまることができる 	
<p>避難所での避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所では、発災直後から多くの被災者が殺到し、避難所運営が混乱 ● 物資の不足やトイレの衛生環境の悪化、プライバシーの確保や避難者間のトラブルなど、様々な課題が発生 	
<p>帰宅困難者を取り巻く状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 携帯電話の不通などにより、家族の安全が確保できず、多くの人が自宅などに帰ろうとするが、道路の閉塞や延焼火災、余震による看板の落下などが至るところで発生 ● 帰宅困難者自身の安全確保にも重大な支障が発生 	

減災目標

2030年度(令和12年度)までに、都心南部直下地震及び多摩東部直下地震による人的・物的被害を半減する。

文京区地域防災計画(令和6年度修正)の構成

<p>第1編 総 則</p>	<p>計画の方針、文京区の概況、被害想定(震災、風水害、火山災害)、重点項目、減災目標、複合災害への備え等</p>	
<p>第2編 震 災 対 策</p>	<p>第1部 施策ごとの具体的計画(予防・応急・復旧計画) 第1章 区民と地域の防災力向上 第2章 安全な都市づくりの実現 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第4章 応急対応力の強化 第5章 情報収集態勢の確立及び情報通信体制の強化 第6章 医療救護・保健等対策 第7章 帰宅困難者対策</p>	<p>第8章 避難者対策 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第10章 住民の生活の早期再建 第2部 震災復興計画 第1章 復興の基本的考え方 第2章 震災復興本部の設置 第3章 復興計画</p>
<p>第3編 風 水 害 対 策</p>	<p>第1部 風水害予防計画 豪雨対策、崖崩れ、土砂災害対策、浸水対策等 第2部 風水害応急・復旧対策計画 応急対策の活動態勢、情報の収集及び伝達、避難計画等</p>	
<p>第4編 南海トラフ地震等 防災対策</p>	<p>対策の方針、災害予防対策、南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策</p>	

主な震災対策

▶ 区民と地域の防災力向上

現状及び課題

- 過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって、多くの命が救われているため、災害時における自助・共助は重要
- 令和6年能登半島地震では、家屋の倒壊や大規模火災、上下水道等の生活インフラの途絶など、様々な被害が発生
- 区の住宅の建て方別割合(平成30年)は、中高層共同住宅(3階以上)が約75%となっており、今後も増加予想
- 都の被害想定においても、区内で閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止が500台以上発生すると予想されており、災害時におけるエレベーターの閉じ込め対策等、中高層共同住宅特有のリスクに対する対策の強化も重要
- 自助・共助の担い手となる区民や地域、事業者、ボランティア、消防団等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、各主体間の相互連携、相互支援を強化し、自助・共助による区民及び地域の防災力の向上を推進していくことが必要

具体的な対策

- **区民による自助の備え**
区民は、自らの生命は自らが守る(自助)のために必要な防災対策(食料等の備蓄や出火防止対策、適切な情報収集方法の確認等)を推進
- **防災意識の啓発**
防災関係機関は、全ての年代に対し、継続的で総合的な防災教育・防災訓練等を実施し、区民等の防災意識の啓発を推進
- **区民防災組織等の防災力向上**
 - ・ 区民防災組織等は、地域住民や中高層共同住宅等と連携した防災訓練を実施
 - ・ 防災関係機関は、区民防災組織等の主体的な防災活動を支援するとともに、災害時に周囲をけん引する地域のリーダーを育成
- **マンション防災における自助・共助の構築**
 - ・ 区は、在宅避難に欠かせない災害時のトイレ対策について周知・啓発を図るとともに、中高層共同住宅が実施する防災訓練にかかる経費の助成や、防災士資格の取得を支援
 - ・ 新たに建設される一定規模以上の中高層建築物に対し、防災備蓄倉庫やマンホールトイレ設備の設置を促進
- **事業所による自助・共助の強化**
 - ・ 区は、事業者が事業活動への被害の最小化と事業継続を図るため、BCPの策定を支援
 - ・ 事業所は、利用者の保護にかかる計画や、食料等の非常用品の備蓄等の各種対策を実施

▶ 避難者対策

現状及び課題

- 区の避難所生活者数は26,000人を超え、区の人口の約11%に相当
- 避難所では収容人数に限界があるほか、物資の不足や衛生環境の悪化、感染症のまん延などのリスクもあるため、自宅の損傷や倒壊の危険性が少ない場合の避難行動としての「在宅避難」が有効
- 区は、平常時から在宅避難についての積極的な周知啓発に加え、在宅避難している被災者の状況把握や備蓄物資の配給方法等の支援体制の整備が必要
- 避難所は、災害時に自宅が倒壊又はそのおそれがある等の被害を受けた被災者の生活場所となることから、避難所の環境は、可能な限り日常に近い生活を送ることができるような整備が必要
- 避難行動要支援者が適切な避難行動がとれるよう、関係機関と連携の上、避難支援体制の整備の推進が必要

具体的な対策

- **在宅避難の推進**
日頃から、区民等に対して、在宅避難の周知啓発に取り組むとともに、各家庭での備蓄やライフライン機能の確保等の対策を強化
- **避難行動要支援者対策**
 - ・ 区は、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等を的確に行うため、個別避難計画を作成
 - ・ 避難支援等関係者等と連携し、避難行動要支援者名簿を活用した安否確認訓練等の実施
- **避難所等の整備**
 - ・ 区は、高齢者や障害者等の要配慮者に対応した物資や感染症に必要な物資等を備蓄
 - ・ 男女双方の視点や子ども、LGBTQ等当事者に配慮した避難所運営の実現
- **ICT技術等の活用**
区は、避難所等における受付の電子化等、災害時における業務の効率化に向け、ICT技術等の活用を検討
- **愛護動物の同行避難の体制整備**
区は、飼い主に対するペットの同行避難の周知を行うほか、避難所における動物の飼養場所確保のために必要な物資の備蓄等、同行避難の体制を整備

▶ 住民の生活の早期再建

現状及び課題

- 大規模な震災が発生した場合は、被災後の全ての生活再建支援の手続の基礎となるり災証明書の発行手続や、震災に伴い発生する大量の災害廃棄物への対応等を迅速かつ的確に実施していくことが重要
- 被災者の生活再建に必要な情報等を的確に提供していくとともに、災害ケースマネジメント*の考え方に基づき、支援を必要とする被災者に対して、関係機関が連携して被災者自らの意思決定によって生活再建に取り組むことができるよう、様々な支援制度を活用し、見守りや継続した相談等の伴走型の支援体制を構築していくことが重要

*災害ケースマネジメント…被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組

具体的な対策

- **二次被害防止のための事前準備**
 - ・ 余震等による被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、応急危険度判定の実施体制を整備
 - ・ 宅地の危険度を判定し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、二次災害の防止を図るため、被災宅地危険度判定の実施体制を整備
- **り災証明書交付に向けた実施体制の整備**
 - ・ 区は、住家被害認定調査や、り災証明書の交付事務手続等に関する職員研修や訓練を実施
 - ・ 消防署等の関係団体との連携を図り、り災証明書の交付に向けた実施体制を整備
- **災害ケースマネジメントによる被災者支援の整備**

区は、被害のあった地域の実情及び被災者の個別な事情や状況等に応じた災害ケースマネジメント等の被災者支援の仕組みを整備
- **災害廃棄物処理体制の構築**

区は、収集した災害廃棄物の仮置場の候補地の確保等を検討するとともに、災害時に必要な資機材等の検討など、災害廃棄物処理体制を構築

計画修正に当たっての重点項目

1 在宅避難の推進

建物の耐震化や不燃化に加え、各家庭での生活維持に必要な機能の確保等の対策強化を図っていきます。

2 中高層建築物の防災対策

中高層建築物における主体的な防災活動を促進するとともに、災害時におけるエレベーターの閉じ込め対策やトイレ対策等を推進してきます。

3 自助・共助の意識の醸成

住民主体の防災活動を促進するとともに、防災活動の中心的役割を担う人材の育成・活用を図り、地域防災力の向上を目指します。

4 要配慮者や女性等への対応

避難行動要支援者の支援体制の充実を図るとともに、災害時における要配慮者や女性、LGBTQ当事者等への対応強化に取り組めます。

5 避難所環境の改善・充実

避難生活環境の充実に必要な備蓄物資等の配備を進めるほか、避難スペースの確保や安全対策など、避難所の環境の向上に取り組めます。

6 帰宅困難者対策

事業者による一斉帰宅の抑制等により、帰宅困難者の発生抑制に取り組むとともに、受入施設の事業者等との連携を促進します。

7 ICT技術等を活用した災対対応業務の最適化

都や民間事業者等と連携しながら、災害対策に有効なICTを活用し、災害対応業務の最適化に取り組んでいきます。

▶ 概要版もご覧ください

文京区地域防災計画(令和6年度修正)の、概要版を作成しています。

イラスト等を活用し、区の防災対策をわかりやすくまとめていますので、ぜひ一度ご覧ください。

(文京区役所15階防災課の窓口等で配布しています。)

凡例
☒ ホームページ



☒ は ち ら



問 合 せ 先

防災課本部整備担当 ☎03-5803-1179